

大山隠岐国立公園

(隠岐島・島根半島・三瓶山地域)

公園区域及び公園計画の変更
(第3次点検)

ご説明の流れ

1. 大山隠岐国立公園について
2. 今回の変更(第3次点検)について
3. パブリックコメントの対応について

ご説明の流れ

1. 大山隠岐国立公園について
2. 今回の変更(第3次点検)について
3. パブリックコメントの対応について



神話が繋ぐ山と島

～神在ります山と連なる火山、太古の記憶が息づく島～



大山隠岐国立公園の概要

- 指定：昭和11年2月1日
- 面積：69,079ha（陸域:35,094ha、海域:33,985ha）



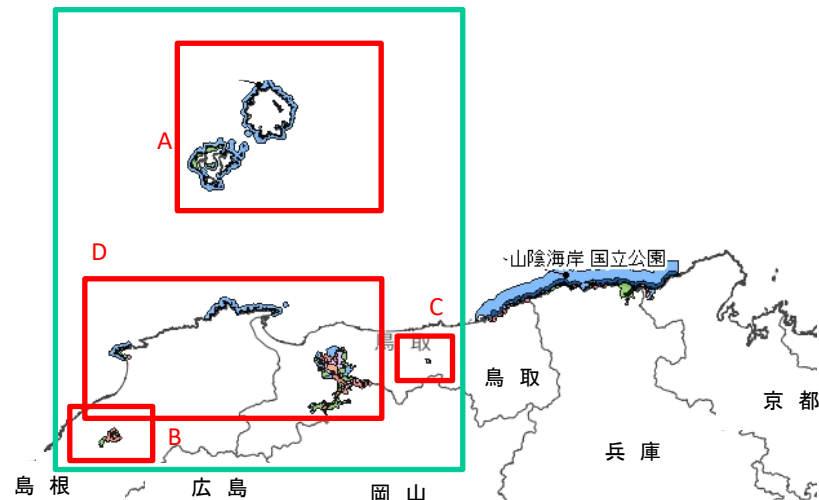
● 風景形式

本州西部地域の最高峰である大山を頂点に、その東南に続く蒜山や三瓶山等に連なる鐘状火山連峰からなる山岳景観に加え、島根半島のリアス海岸、大小180余りの島々からなる多島海景観など山岳と海洋の多彩な要素に富んだ景観

● 見直しの経緯

昭和11年 大山国立公園指定
 昭和38年 隠岐島・島根半島・三瓶山・蒜山地域の編入並びに大山隠岐国立公園へ名称変更
 昭和55年 再検討（隠岐島・島根半島・三瓶山地域）
 平成2年 第1次点検（隠岐島・島根半島・三瓶山地域）
 平成9年 第2次点検（隠岐島・島根半島・三瓶山地域）

大山隠岐国立公園



ご説明の流れ

1. 大山隠岐国立公園について
2. 今回の変更(第3次点検)について
3. パブリックコメントの対応について

今回の変更のポイント

前回点検以降、社会情勢の変化、自然公園法における自然体験活動計画制度の創設、地方協議会が取りまとめた「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム2025」策定等の動きがあり、適正な保護と利用の観点から地域全体の公園計画の点検（第3次点検）を実施する。

●公園区域・規制計画の変更

✓ 主に隠岐島を中心に陸域の公園区域における公園区域・規制計画の見直し

- ・ 隠岐島（島後）：壇鏡の滝周辺地域を公園区域に編入
- ・ 隠岐空港周辺：規制計画の見直し

✓ 区域等の明確化

三瓶山や島根半島などにおいて、区域線の明確化や地種区分の適正化

●利用施設計画の見直し

✓ 単独施設、道路、運輸施設の追加・削除

●事業計画の見直し

✓ 公園計画に自然体験活動計画を追加

●今回の変更箇所



主な変更点について

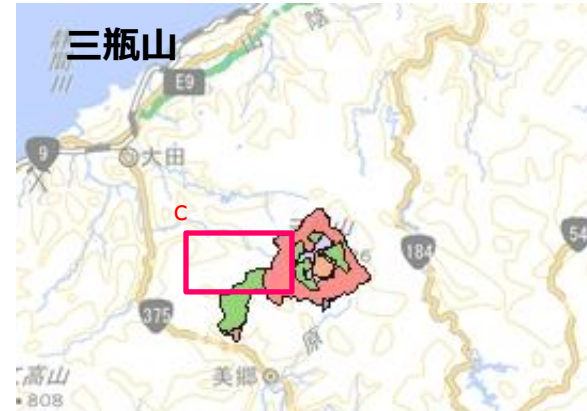
●今回の対象地域

隠岐島・島根半島・三瓶山地域



a. 隠岐島（島後）の「壇鏡の滝」周辺の編入

b. 隠岐空港周辺の公園区域及び地種区分の見直し



c. 一部区域の公園区域の明確化



d. 一部区域の公園区域の明確化

このほか、

- ・単独施設、道路、運輸施設の追加・削除
- ・自然体験活動計画の追加
- … 等

①公園区域・規制計画の変更

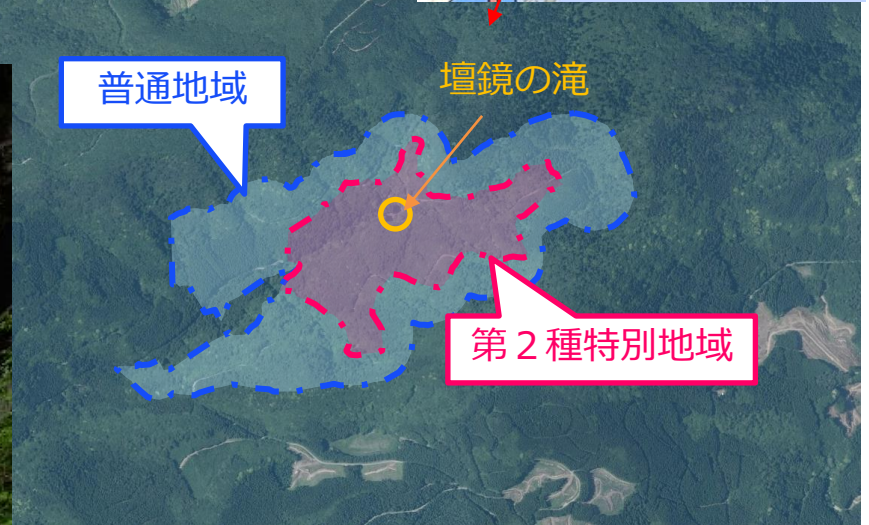
●隠岐島における公園区域・規制計画の見直し

壇鏡の滝周辺区域

公園区域外から公園区域に編入

⇒**第2種特別地域** (15ha)、**普通地域**

隠岐島(島後)の主要な景勝地の「壇鏡の滝」は、切り立った岩壁からなる夫婦滝により優れた景観を形成している。また、主流となる那久川の溪流沿いには隠岐固有種をはじめとした貴重な生態系が確認されている。このような溪流環境を維持するため流域内の植物群落を一体的に保全するため、公園区域に編入する。



①公園区域・規制計画の変更

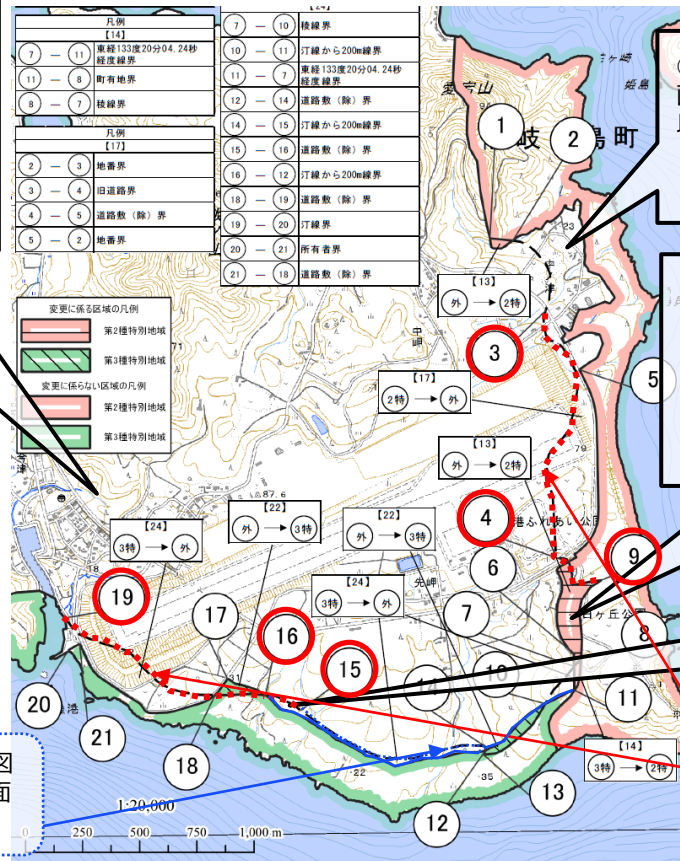
隠岐空港周辺

前回点検後、公益性の観点で行為許可により隠岐空港の拡張が行われた。また、区域界となっている道路界が区画整理等により不明確になっていることから、空港の配置も踏まえて区域線の引き直しを行ったもの。



⑬-⑱の区域界となっている道路界が区画整理等により不明確になっている。

(旧区域界⑬)-(⑱)-⑲)
道路敷(除)界
(新区域界⑬-⑰)-(⑱)-⑳-㉑)
汀線から200m線界、
道路敷(除)界、所有者界



③-④の区域界となっている道路界が区画整理等により不明確になっている。以下②~④について
(旧区域界) 地番界、旧道路界
(新区域界) 地番界、道路敷(除)界

④-⑨の区域界となっている道路界が区画整理等により不明確になっている。
(旧区域界④-⑨-⑧)
旧道路界、稜線界
(新区域界④-⑥-⑦)
道路敷(除)界、
東経133度20分04.24秒経度線界

⑮-⑱の区域界となっている道路界が区画整理等により不明確になっているため、区域線の引き直しを実施。

旧道路界。区画整理等により不明確になっている。

汀線から200m線界。図面のGIS化による旧図面からのずれがある。

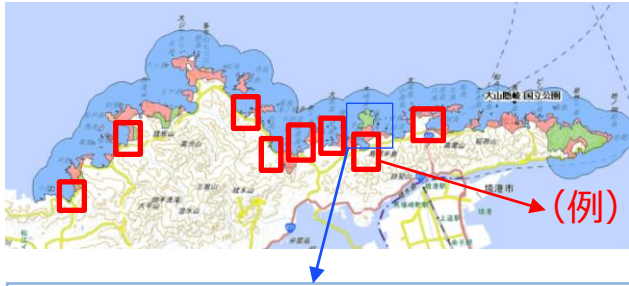
①公園区域・規制計画の変更

●区域等の明確化

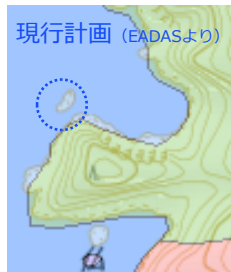
前回公園計画作成時に使用された区域線等の位置関係が不明瞭になった箇所について区域線の引き直しを行うもの。

●島根半島

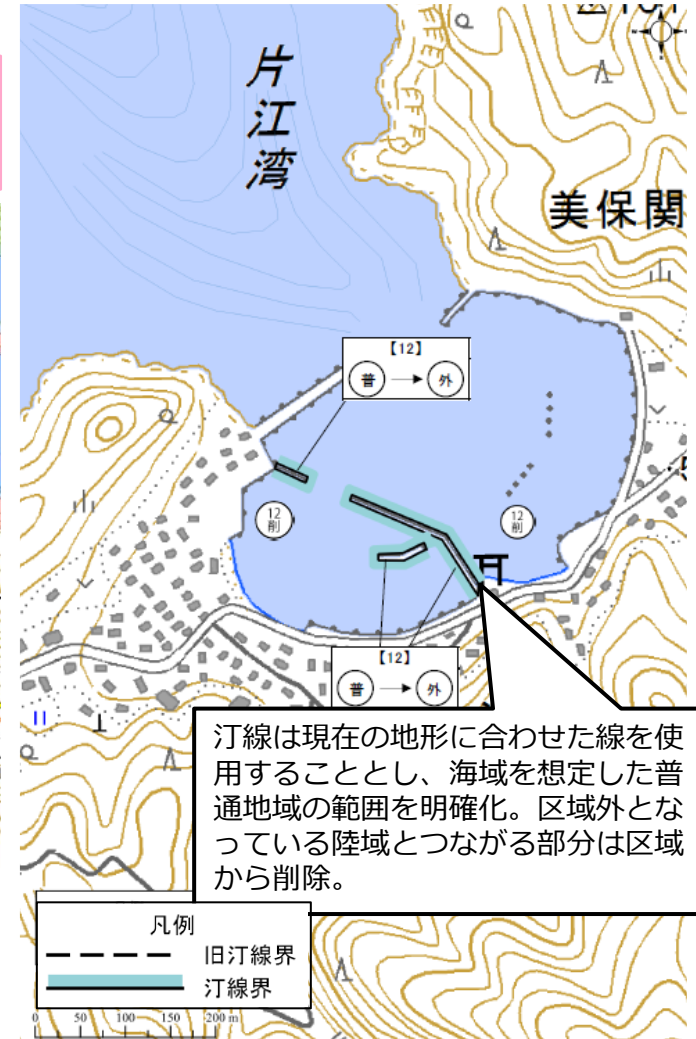
公園区域線は汀線と定義されている。海面の埋立により以前は海であったが陸地化した場所について、公園計画上でも以後陸地として整理を行い、その公園計画上の扱いを明確にする。



現行公園計画の供覧用総括図の縮尺は1/50000であったため、現在の「国立公園の区域図及び公園計画図等作成要領」に基づき1/25000の縮尺の地図で表示される岩礁等についても、公園計画に合わせて公園計画図に表示。



以前の公園計画図では、縮尺が小さかったため表示されていなかった岩礁等について、地種区分を図面上で示す。
(左図では変更箇所のみ着色)

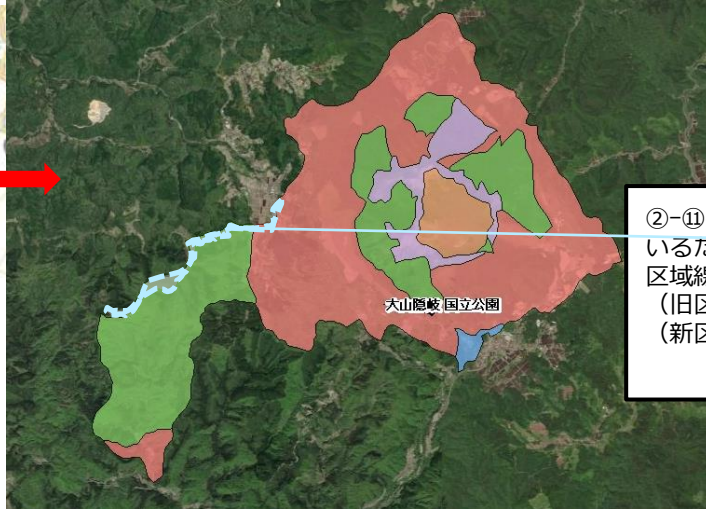
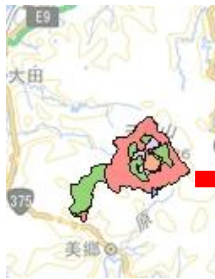


①公園区域・規制計画の変更

●区域等の明確化

●三瓶山

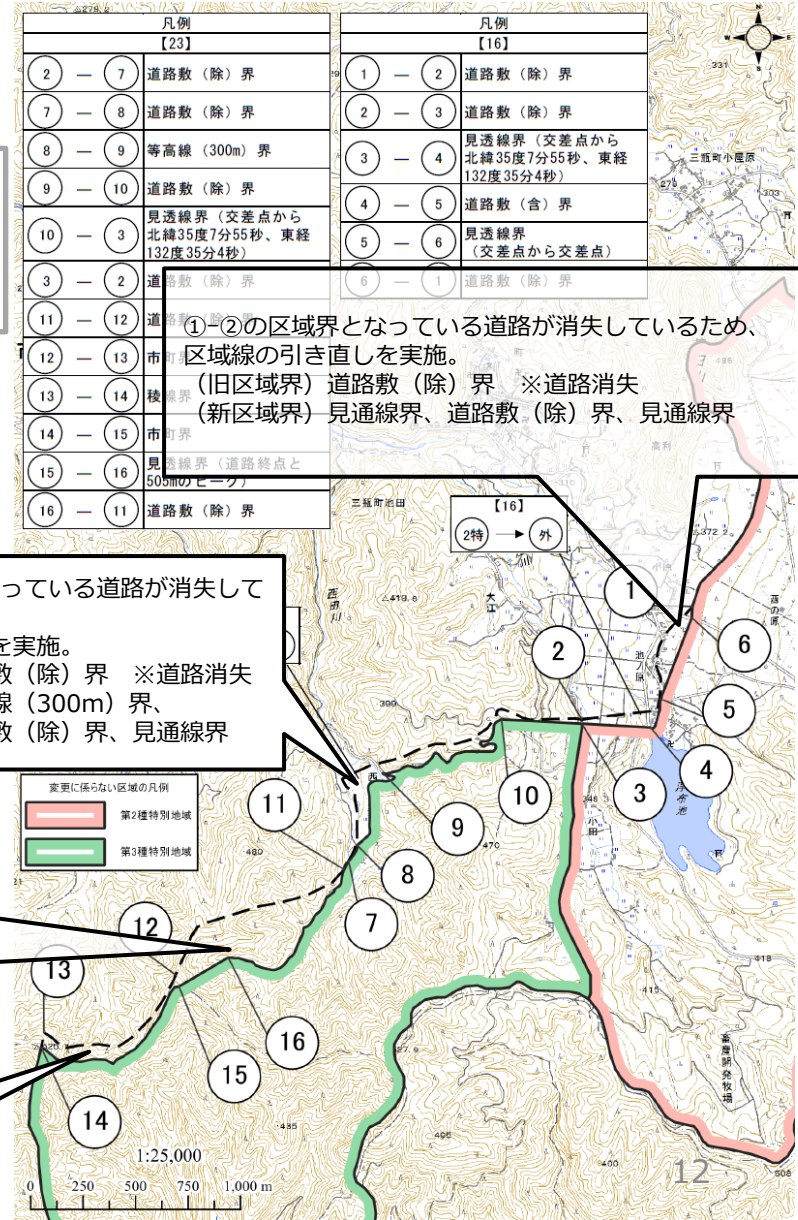
前回点検から長期間が経過し、区域線となっていた道路が消失していること等を踏まえ区域線の明確化を実施。区域線の引き直しに伴い、第2種特別地域・第3種特別地域、それぞれにおいて区域の削除が生じた。



②-⑩の区域界となっている道路が消失しているため、区域線の引き直しを実施。
 (旧区域界) 道路敷(除)界 ※道路消失
 (新区域界) 等高線(300m)界、道路敷(除)界、見通線界

⑪-⑫の区域界となっている道路が消失しているため、区域線の引き直しを実施。
 (旧区域界) 道路敷(除)界 ※道路消失
 (新区域界) 道路敷(除)界

背景となる地図及びGIS化作業における線のずれ等を適正化
 (新旧区域線いずれも市町界)



②利用施設計画等の見直し

各エリアにおいて、「大山隠岐国立公園ステップアッププログラム2025」等に基づき、利用者の滞在環境利用の向上を図るため、社会情勢及び利用実態に応じた受入環境整備として、利用施設計画の追加・変更・削除を行う。

● 隠岐島（島後）

■ 船舶運送施設の追加（ローソク島線）

ローソク島と隠岐の島町の海岸景観を鑑賞するための船舶運送施設として、既存施設の維持改善を図る。



■ 園地の追加（壇鏡の滝）

今回新たに区域に編入する壇鏡の滝の展望及び周辺の散策を楽しむための園地として、既存施設の維持改善を図る。



津戸

■ 舟遊場の追加（津戸・小津久）

シーカヤックを利用したアクティビティのための施設として、トイレ、休憩施設等の整備を想定。（既存施設の維持改善含む）

※そのほか、今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しい利用施設について削除

②利用施設計画等の見直し

●隠岐島（島前）

■園地の追加（鬼舞）

展望及び散策のための園地として整備する。

■道路（歩道）の追加（知々井）

知々井岬に至る歩道として整備する。

西ノ島町

海士町

■園地の追加（赤壁）

知夫赤壁を展望でき、周辺の散策するための園地を整備する。

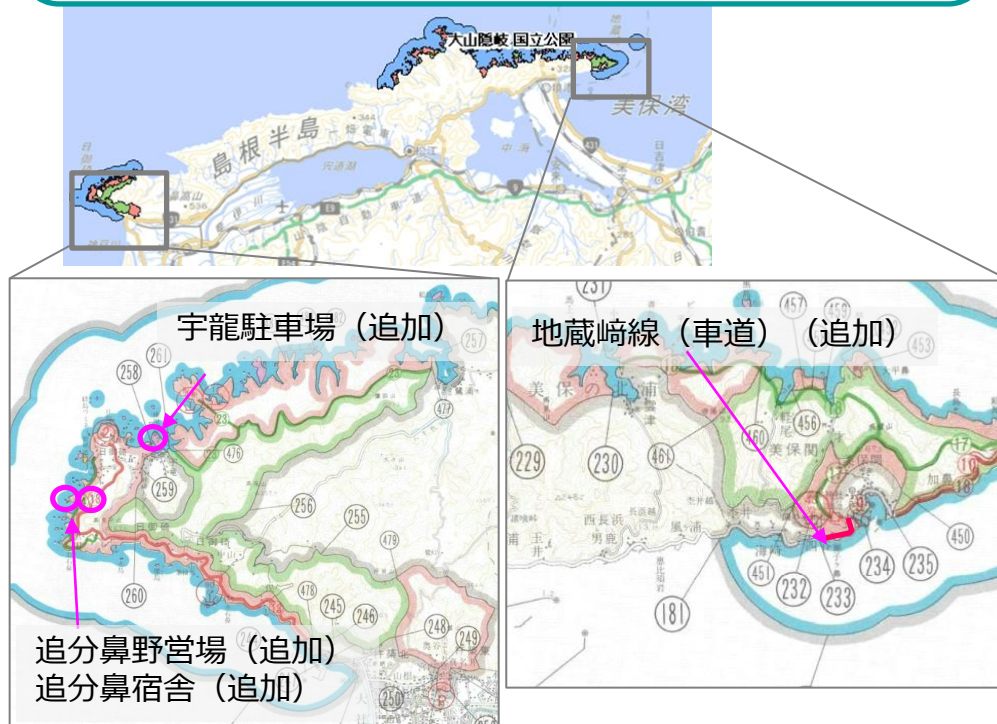
※そのほか、今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しい利用施設について削除

②利用施設計画等の見直し

●島根半島

■野営場・宿舎・駐車場・道路(車道)の追加

島根半島西部に位置する日御碕地区を滞在利用拠点とするため、野営場・宿舎及び駐車場事業を追加。また、半島の東部の地蔵崎において、五本松園地に至る車道とするために車道事業を追加。



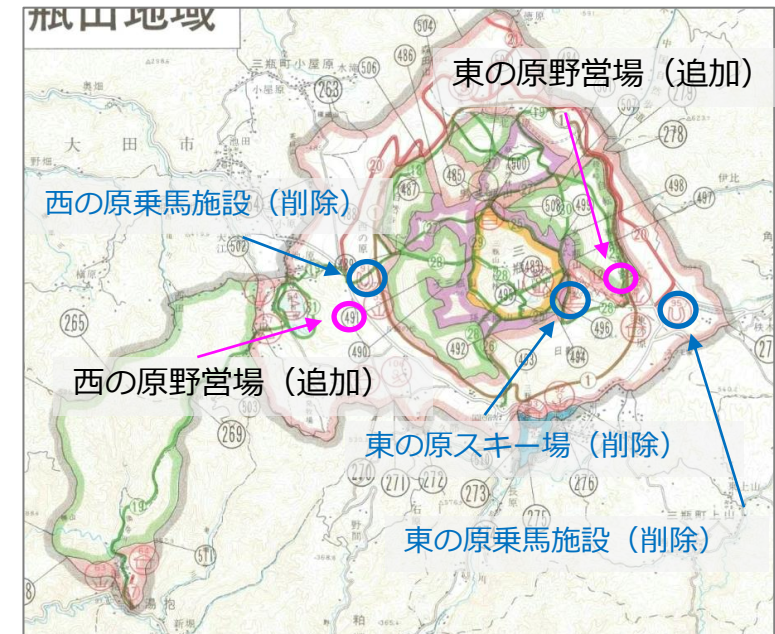
※その他、今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しい利用施設について削除

●三瓶山

■野営場の追加 (西の原・東の原)

■乗馬施設・スキー場の削除 (西の原・東の原)

三瓶山を中心とした、登山、ハイキング、自然探勝等のための利用拠点として整備する。また、公園上の必要性が乏しいことから、乗馬施設・スキー場の利用施設計画を削除。



③自然体験活動計画の追加について

計画の構成

1) 計画の対象地域

2) 自然体験活動で対象とする当該公園の自然、人文文化の特徴

- 当該公園において自然体験活動の対象とする風致景観、自然環境及び人文・文化の特徴や価値について記載。

3) 質の高い自然体験活動の促進に係る方針

- 質の高い自然体験活動の促進を念頭に、協議会により促進計画に組み込んでもらいたい事項、避けるべき事項を方針として記載。

4) 地域ごとに促進する自然体験活動

- 促進すべき望ましい自然体験活動を地域ごとに整理。

③自然体験活動計画の追加について

◎ **計画の対象地域** 大山隠岐国立公園（隠岐島・島根半島・三瓶山地域）

◎ **質の高い自然体験活動の促進に係る方針**

- 自然と調和した「持続可能な観光」の実現
（利用料の一部を保全活動へ還元する利用者負担の保全の仕組みづくりなど）
- 感動を与える体験の提供（雨天時の対応考慮したツアー開発・ガイドの育成など）
- 多様な利用・需要に応じたサービスの提供
（ワーケーションやキャッシュレス決済など多様な需要に応じたサービスの提供）
- 戦略的な誘客・プロモーションの実施
（来訪のプランニング、支援地域住民へ魅力の再啓発）
- 地域コミュニティ、歴史・文化的資源の尊重と配慮、利用上のマナー
（利用者に対して利用上のマナーについて周知徹底）

◎ **地域ごとに促進する自然体験活動**

■ 隠岐島地区及び島根半島地区

シーカヤック体験、シュノーケリング、スキューバダイビング、海水浴、釣り、キャンプ、登山、サイクリング、遊覧船や遊歩道沿いでの自然探勝、寺社参詣、自然学習、海洋ごみの回収を組み込んだ体験等、地域の地形地質・景観・文化等を活かした自然体験活動



■ 三瓶山地区

登山、キャンプ、ピクニック、クロスカントリースキー、スノーシュー体験、サイクリング、自然学習等、地域の地形地質・景観・文化等を活かした自然体験活動



ご説明の流れ

1. 大山隠岐国立公園について
2. 今回の変更(第3次点検)について
3. パブリックコメントの対応について

パブリックコメントの実施結果

■ 概要

- ・ 実施期間 令和4年10月21日（金）から11月10日（木）

- ・ 意見募集の結果 【意見提出数】

電子メールによるもの	計0通
郵送によるもの	計0通
FAXによるもの	計0通
今回の変更案にかかるもの	計0件